

令和4年7月27日

# 自転車の交通ルールQ&A

～ 正しい乗り方を理解しよう ～

- ※ この資料の交通ルールは、「普通自転車」を対象としたものです。  
普通自転車とは、「四輪以下の自転車で、長さが190cm以内、幅が60cm以内、  
運転席が1つといった条件を満たすもの」で、皆さんが普段使用している自  
転車のほとんどは「普通自転車」に該当します。

鹿児島県警察本部  
交通企画課

## 目次

### § 1 自転車の交通ルールについて

- Q 1 自転車の交通ルールとはどのようなもの？…………… P 1

### § 2 車道を通行するときの注意事項について

- Q 2 車道通行時のルールとは？…………… P 1  
Q 3 路側帯を通行するときのルールとは？…………… P 1  
Q 4 路側帯の種類と、その通行方法は？…………… P 2  
Q 5 歩道がある場所の、歩道と白線の間は路側帯？…………… P 3  
Q 6 自転車専用通行帯の通行方法は？…………… P 3  
Q 7 自転車道の通行方法は？…………… P 4

### § 3 歩道を通行するときの注意事項について

- Q 8 歩道を通行できる場合とは？…………… P 4  
Q 9 歩道を通行できる標識や標示とは？…………… P 4  
Q10 標識や標示がある歩道では、歩道のどこを通行すればいいの？…………… P 5  
Q11 歩道を通行できる「児童やお年寄りなど」とは？…………… P 5  
Q12 歩道を通行することがやむを得ないときとは？…………… P 6  
Q13 やむを得ず歩道を通行する場合の注意事項とは？…………… P 6  
Q14 標識や標示により「通行可」の歩道を通行する場合のルールは？…………… P 6  
Q15 歩道の車道寄りを徐行とは？…………… P 7  
Q16 歩道に白線と自転車の標示がある場合の通行方法は？…………… P 7  
Q17 歩道を通行する際の徐行義務とは？…………… P 7  
Q18 歩道を通行する際の一時停止義務とは？…………… P 8

### § 4 道路を横断するときの注意事項について

- Q19 道路を横断するときのルールとは？…………… P 8  
Q20 近くに自転車横断帯がある道路を横断するときのルールは？…………… P 8  
Q21 自転車横断帯がなく、横断歩道がある道路を横断するときのルールは？… P 9  
Q22 自転車横断帯も横断歩道もない道路を横断するときのルールは？…………… P 9

### § 5 交差点を通行するときの注意事項について

- Q23 交差点通行時のルールは？…………… P 9  
Q24 信号機のある交差点の通行方法は？…………… P10  
Q25 横断歩道を進行するときは、どちらの信号に従うの？…………… P10  
Q26 歩行者・自転車専用信号機とは？…………… P11  
Q27 信号機がない交差点の通行方法は？…………… P11  
Q28 信号機がある交差点を右折する方法は？…………… P12  
Q29 右折の矢印が出ているとき、自転車は右折していいの？…………… P12  
Q30 信号機がない交差点を右折する方法は？…………… P13  
Q31 信号機がある交差点を左折する方法は？…………… P13

### § 6 自転車の禁止行為について

- Q32 禁止されている運転について教えてください。…………… P14

### Q 1 自転車の交通ルールとはどのようなもの？

A 自転車に関するルールは、道路の状況に応じた安全で円滑な通行を行うための目安として、法律や交通規制等のルールが示されています。

事故防止の基本は、まずルールをよく理解した上で、それらを遵守することです。

自転車にも、「車両」として守らなければならない多くの決まりがあることを理解しましょう。

自転車に関するルールのうち、安全利用のために特にしっかりと理解しておきたいのが

- 車道通行時のルール
- 歩道通行時のルール
- 道路横断時のルール
- 交差点通行時のルール

の4つです。

### Q 2 車道通行時のルールとは？

A 自転車は、道路交通法上、軽車両と位置づけられています。

**道路を走行する場合、「車道通行」が原則です。**

車道を通行する場合、左側通行が原則ですので、車道の左端に沿って通行しなければなりません。

**右側通行は法律違反**です。

例外として、歩道通行可の標識や標示がある時や、車道通行が危険なときなど、歩道を通行できる場合があります。

また、道路に

- 路側帯
- 自転車専用通行帯
- 自転車道

が設けられている場合は、それぞれに通行する際のルールがあります。

### Q 3 路側帯を通行するときのルールとは？

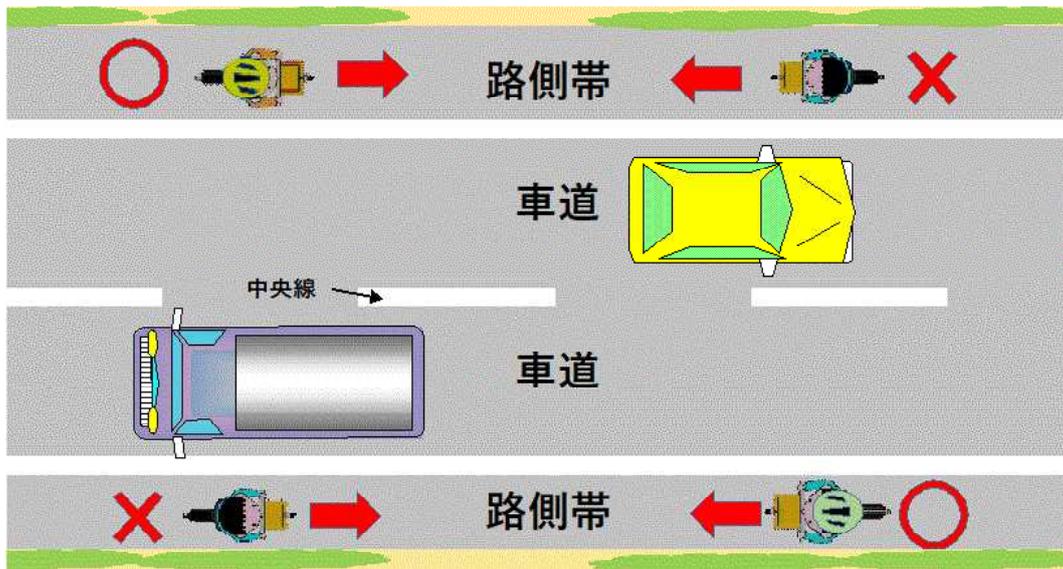
A 道路の左側に、路側帯があるときはその**路側帯を通行することができます。**

**右側の路側帯を通行すると、交通違反**になります。

なお、路側帯を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

※ 路側帯とは・・・

歩行者が通行するスペースを確保するために「歩道がない道路の端」や片側にしか歩道がない道路の「歩道がない道路の端」に白線によって示された部分をいいます。



Q 4 路側帯の種類と、その通行方法は？

A 路側帯には、下図の3種類があります。

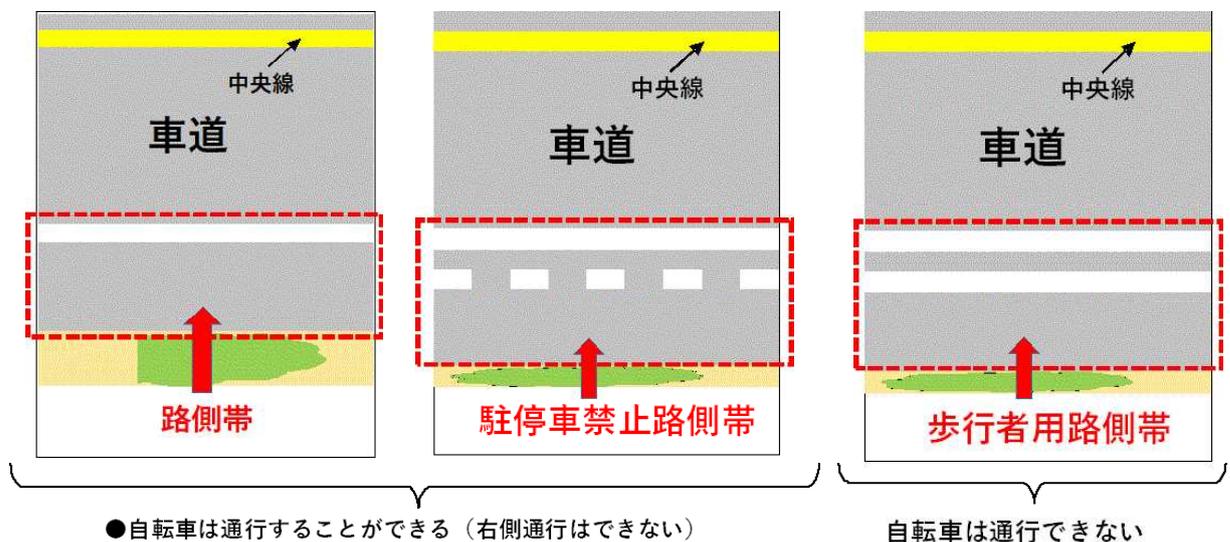
左から順に

- 一般の路側帯（白色の実線1本）
- 駐停車禁止路側帯（白色の実線と破線）
- 歩行者用路側帯（白色の実線2本）

自転車は、道路左側にある路側帯（一般の路側帯）及び「駐停車禁止路側帯」に限り通行できます。

**歩行者用路側帯の通行はできません。**

また、一般の路側帯及び駐停車禁止路側帯であっても、**著しく歩行者の通行を妨げる場合は通行できません。**



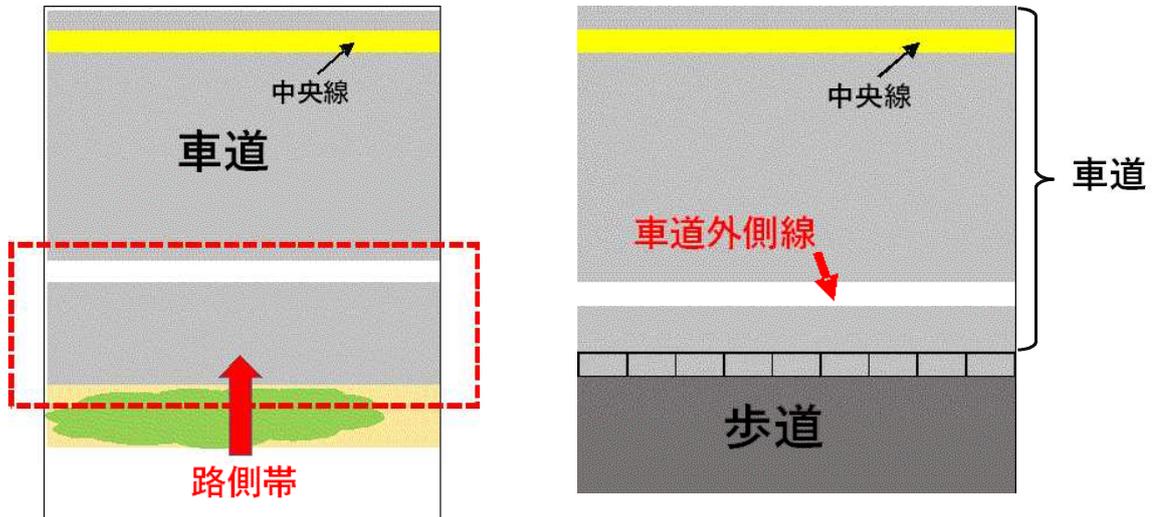
●自転車は通行することができる（右側通行はできない）

自転車は通行できない

Q 5 歩道がある場所の、歩道と白線の間は路側帯？

A 歩道がある車道上の歩道寄りに引かれた白線は、路側帯を示すものではなく、車道外側線です。

この場合、外側線と歩道との間のスペースは路側帯ではありませんので、外側線に関係なく、車道の左端を走行します。



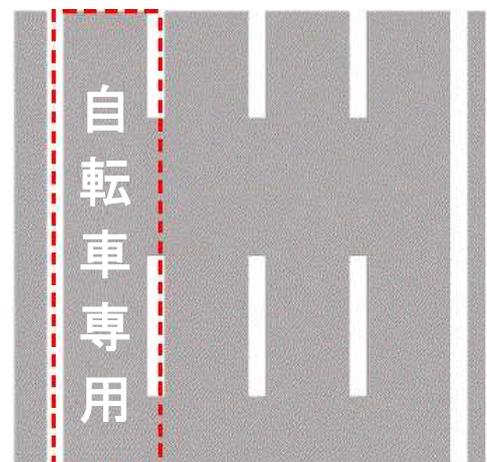
※歩道がある場合は、路側帯ではありません。

Q 6 自転車専用通行帯の通行方法は？

A 下図のような標識や標示により、車道に「普通自転車専用通行帯」が設けられているところでは、その車両通行帯を通行しなければなりません。



普通自転車専用通行帯（標識）



自転車専用通行帯（道路標示）

## Q 7 自転車道の通行方法は？

A 縁石やガードレール等で車道と区別された「自転車道」があるところでは、道路を横断する場合や道路工事などのやむを得ない事情がある場合を除き、その自転車道を通行しなければなりません。

自転車道は、自転車のみが通行できる道路です。

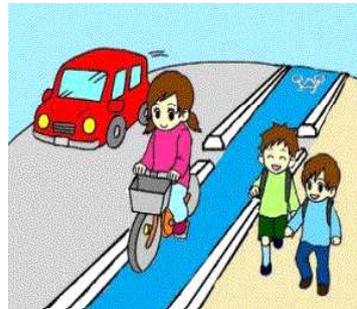
道路の右側にしか自転車道がない場合でも、その自転車道を通行しなければなりません。

道路の両側に自転車道が設けられている場合には、どちらの自転車道を通行してもかまいません。

ただし、自転車道内では、その左側端を通行しなければなりません。



自転車専用（標識）



## Q 8 歩道を通行できる場合とは？

A 歩道は歩行者が通行する場所であり、原則として自転車が通行することはできませんが、

- ① 道路標識や道路標示によって通行することができるとされているとき
- ② 児童やお年寄りなど
- ③ やむを得ないとき

の場合に限り、自転車は歩道を通行することができます。

ただし、歩道を通行することができる場合でも、警察官等が歩行者の安全を確保するため、歩道を通行してはならないことを指示したときは、その指示に従わなければなりません。

(道路交通法第63条の4)

※ 「…通行することができる。」とは、上記①、②、③に該当する場合は、普通自転車は歩道を通行しても、車道を通行してもよいということです。

## Q 9 歩道を通行できる標識や標示とは？

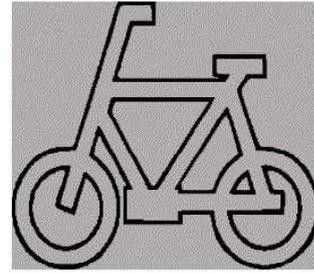
A **自転車歩道通行可の標識や標示がある場合**には、自転車は歩道を通行することができます。

次項の標識や標示がある歩道が道路の左右に設けられている場合は、どちらの歩道を通行してもかまいません。



自転車及び歩行者専用（標識）

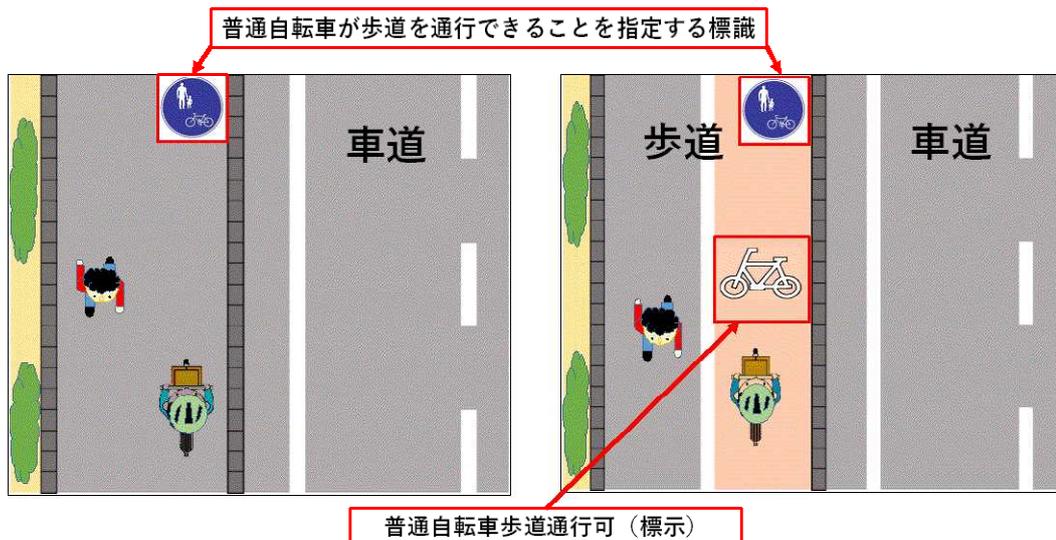
※ 普通自転車が歩道を  
通行出来ることの指定



普通自転車歩道通行可（標示）

Q10 標識や標示がある歩道では、歩道のどこを通行すればいいの？

- A 普通自転車が通行するべき部分が道路標示で示されているときは、その部分（普通自転車通行指定部分）を通行する。  
道路標示がないときは、歩道の中央から車道寄りの部分を通行する。



Q11 歩道を通行できる「児童やお年寄りなど」とは？

- A 次の3つに該当する方は、自転車で歩道を通行することができます。
- ① 児童や幼児（13歳未満の子ども）
  - ② 70歳以上のお年寄り
  - ③ 車道通行に支障がある体の不自由な人

なお、上記の場合で道路の左右に歩道がある場合は、どちらの歩道を通行してもかまいません。

Q12 歩道を通行することがやむを得ないときとは？

A 安全のために歩道を通行することがやむを得ないとき，例えば

- 道路工事
- 連続した駐車車両
- 車の通行量が多く，かつ，車道の幅が狭い  
など，車道の通行が困難，危険なとき

は，歩道を通行することができます。

また，やむを得ず歩道を通行する場合で，道路の左右に歩道がある場合は，どちらの歩道を通行してもかまいませんが，歩道は歩行者優先ですので，歩道の車道寄りを徐行し，歩行者には十分配慮しましょう。（Q13～Q18参照）

※ 歩道を通行することがやむを得ないと認められるときとは

道路工事や連続した駐車車両のために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や，著しく自動車などの交通量が多く，かつ，車道の幅が狭い等のために，追い越しをしようとする自動車などの接触事故の危険がある場合など。

（交通の方法に関する教則 第3章第2節1（4））

Q13 やむを得ず歩道を通行する場合の注意事項とは？

A やむを得ず歩道を通行する場合でも，歩行者の通行を妨げたり，歩行者の安全を損なうおそれがあるときは，自転車から降り，押して歩きましょう。

歩道では，普通自転車が歩道を通ることができるときでも，歩行者が優先です。道路交通法第63条の4第2項では，「歩道では，すぐ止まれるような速度（徐行）で進行しなければならず，歩行者が立ち止まったり，自転車を避けなければならなくなるようなときは，一時停止しなければならない」旨規定されています。

Q14 標識や標示により「通行可」の歩道を通行する場合のルールは？

A 歩道では，普通自転車が通ることができるときでも，歩行者が優先です。

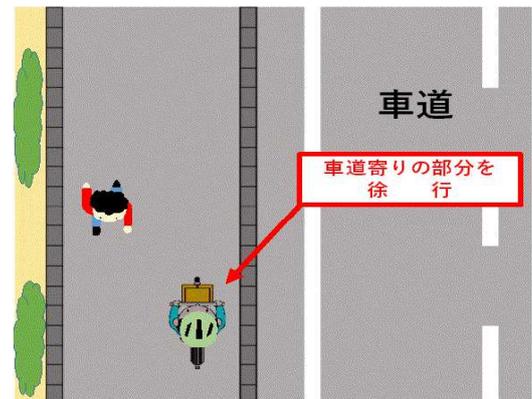
- ① 歩道の車道寄りを徐行
- ② 徐行義務
- ③ 一時停止義務

の3つのルールを守らなければなりません。

### Q15 歩道の車道寄りを徐行とは？

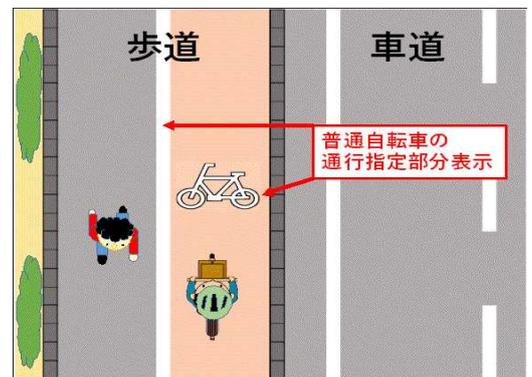
A 自転車は、歩道の車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

自転車が通行すべき部分が道路標示で示されていないときは、**歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して通行**しなければなりません。



### Q16 歩道に白線と自転車の標示がある場合の通行方法は？

A 歩道に白線と自転車の標示がある場合、白線と自転車の標示によって指定された部分（**普通自転車通行指定部分**）を徐行しなければなりません。



### Q17 歩道を通行する際の徐行義務とは？

A **徐行とは、**

- **ただちに停止できる速度**
- **ふらつかない程度の最も遅い速度**
- **大人の早足程度が目安**

であり、歩行者の歩行速度が時速約4kmであることから考えて、**時速約6kmから8km程度**とされています。

「指定された通行部分を通行する場合に限り、通行する歩行者がいないときは、「歩道の状況に応じ安全な速度と方法」で通行できます。

「歩道の状況に応じ安全な速度」とは

- 直ちに徐行に移ることのできる速度
- 大人のランニング程度の速度が目安

です。

自転車が通行すべき部分が道路標示で示されている場合、その部分（普通自転車通行指定部分）に限り、歩行者がいないときには直ちに徐行に移ることができるような速度で進行することができます。

Q18 歩道を通行する際の一時停止義務とは？

A 歩道を通行できる場合でも、**歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止**しなければなりません。

普通自転車が通行することによって、歩行者が立ち止まったり、後退したり、左右に飛び退いたりなどするようなときは、一時停止しなければなりません。

Q19 道路を横断するときのルールとは？

A 自転車は、自転車横断帯がある場所の付近においては、その**自転車横断帯によって道路を横断**しなければなりません。

また、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、横断等をしてはいけません。

(道路交通法第25条の2、63条の6)

Q20 近くに自転車横断帯がある道路を横断するときのルールは？

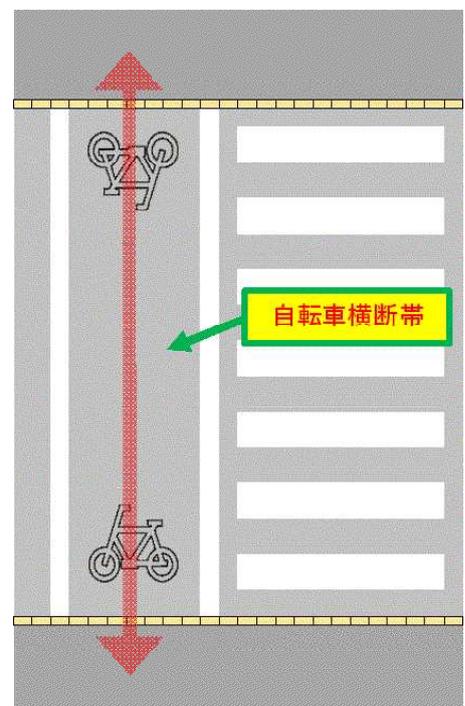
A 道路を横断するとき、近くに自転車横断帯がある場合は、**自転車横断帯を通らなければなりません**。

※ 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

(道路交通法第63条の6)

※ 自転車は、交差点を通行しようとする場合において、その交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を進行しなければならない。

(道路交通法第63条の7第1項)



Q21 自転車横断帯がなく、横断歩道がある道路を横断するときのルールは？

A 近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、**自転車に乗って横断歩道を渡ることができます。**

ただし、横断歩道は原則として歩行者が道路を横断するためのものです。

横断中の歩行者がいるなど、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合（**歩行者の邪魔になりそうな場合**）は、**自転車に乗ったまま横断歩道を通行してはいけません。**

※ 交通の方法に関する教則第3章第2節1（5）

道路を横断するとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。

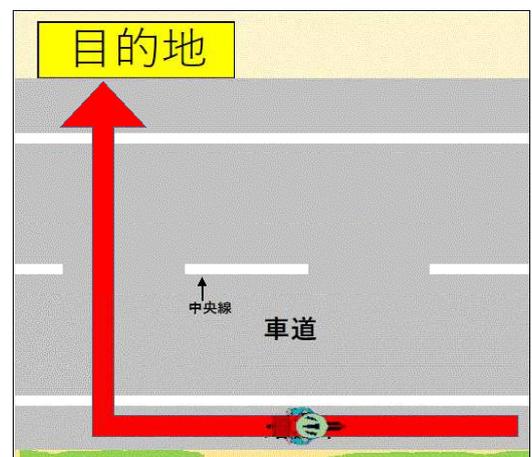
また、横断歩道は、歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

Q22 自転車横断帯も横断歩道もない道路を横断するときのルールは？

A 近くに自転車横断帯も横断歩道もないときは、左右の見通しの良いところを選んで、自動車がか来ないことを確認して、**直角に道路を渡りましょう。**

斜め横断は、道路を横断する距離が長くなり、自動車との事故の危険度が高くなるので、絶対にやめましょう。

自転車で転回（Uターン）するときは、一時停止し、直角に道路の反対側に渡り、自転車の向きを変えましょう。



Q23 交差点通行時のルールは？

A 交差点は、事故が発生する危険性が高い場所です。

信号の色や、一時停止標識の有無にかかわらず、交差点を通行するときは、その交差点の状況に応じて通行する車両や横断歩行者などに特に注意し、**できるだけ安全な速度と方法で進行**しなければなりません。

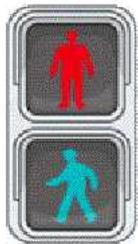
Q24 信号機のある交差点の通行方法は？

A 信号機のある交差点では、自転車は、車両用の信号に従わなければなりません。

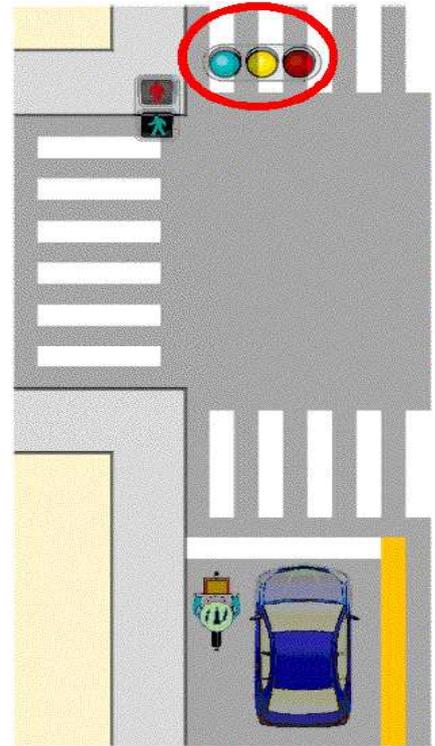
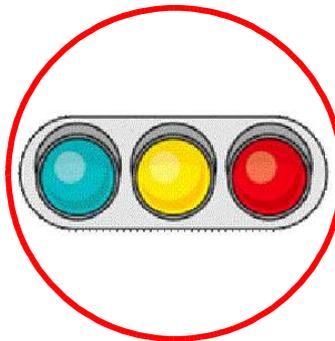
信号は、前方の信号に従わなければなりません。

横の信号が赤であっても全方向が赤になる信号や時差式の信号もあり、前方の信号が青であるとは限りません。

また、通過の際は他の車両や人と衝突する危険がありますので、常に周囲の安全を確認しながら通行しましょう



歩行者用信号機



Q25 横断歩道を進行するときは、どちらの信号に従うの？

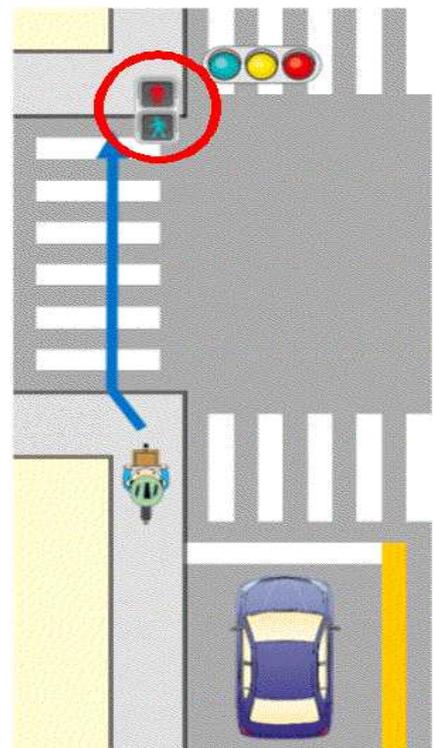
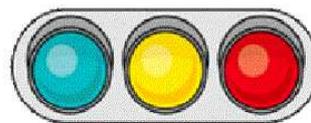
A **横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。**

車両用信号機が青色であっても、前方の歩行者用信号機が赤色であれば、進行してはいけません。

また、歩行者の通行を妨げそうになるときは、降りて自転車を押して渡りましょう。



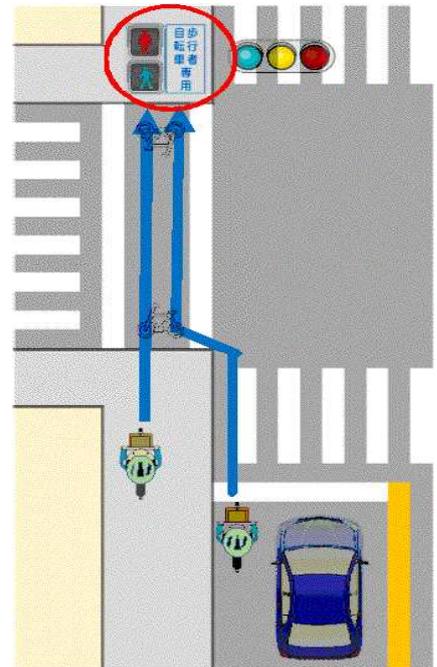
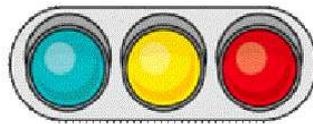
歩行者用信号機



## Q26 歩行者・自転車専用信号機とは？

A 「歩行者・自転車専用」と標示されている歩行者用信号機がある場合は、自転車は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

この場合自転車は、**歩道、車道のいずれを通行していても、歩行者用信号機に従って通行しなければなりません。**



## Q27 信号機がない交差点の通行方法は？

A 信号機がない交差点では

- **一時停止の標識のあるところでは、一時停止をして安全を確かめる。**
- **交通量の少ないところでも、安全を十分に確かめ、速度を落とす。**
- **狭い道路から広い道路に出るときは、必ず一時停止して安全を確かめる。**

などについて注意しましょう。

特に、自転車利用者の自宅の近くにある「市街地」の「信号機のない交差点」において、事故が多発する傾向にあります。

普段から走り慣れている場所でも「いつも車は来ないから」と油断して安全確認を怠ると、交差道路からの車両や歩行者と衝突する危険があります。

交差点を通行する場合は、一時停止の標識の有無にかかわらず、**必ず他の車両や歩行者に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。**

また、**一時停止の標識がある交差点では、自転車も必ず一時停止しなければなりません。**

さらに、一時停止の標識の有無にかかわらず、見通しの悪い交差点を通行するときは、すぐに止まれるような速度で慎重に進行しなければなりません。

見通しの悪い交差点では、一時停止をして確認を行うことでより安全が高まります。

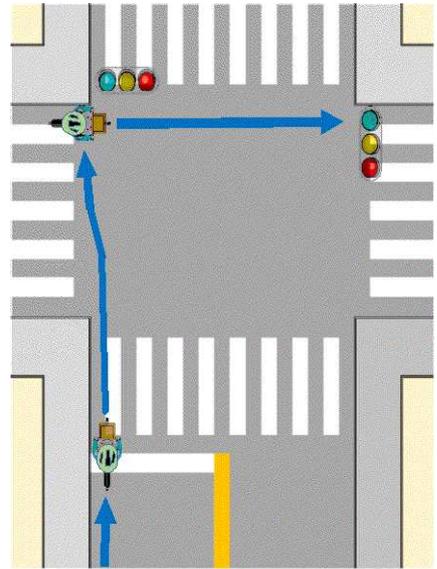


Q28 信号機がある交差点を右折する方法は？

A 自転車で信号機のある交差点を右折する場合、車のように**道路の真ん中を**通って右折してはいけません。

- ① 青信号で交差点の左端に沿って十分速度を落とし、向こう側の角まで直進する
- ② その地点で一旦止まり、自転車から降りて右に向きを変える
- ③ 前方の信号が青になってから前後左右の安全を確認、交差点の左端に沿ってゆっくり直進する

などのルールを守りましょう。



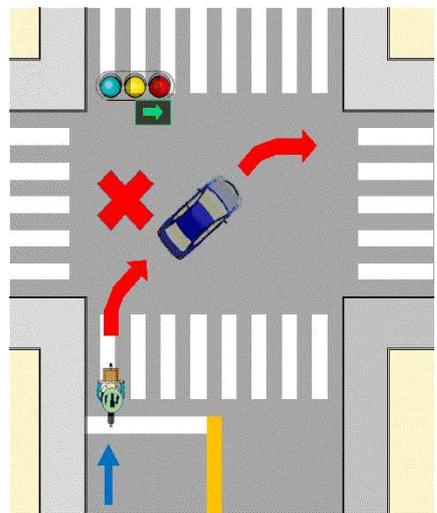
Q29 右折の矢印が出ているとき、自転車は右折していいの？

A 右折してはなりません。

自転車は、自動車のように交差点を斜めに横切って右折することは禁止されています。

自動車やバイクは、青色の右折方向の矢印信号に従って右折できる場合がありますが、**自転車は右折矢印では進むことができません。**

(直進、左折の矢印信号に従って通行することはできます。)



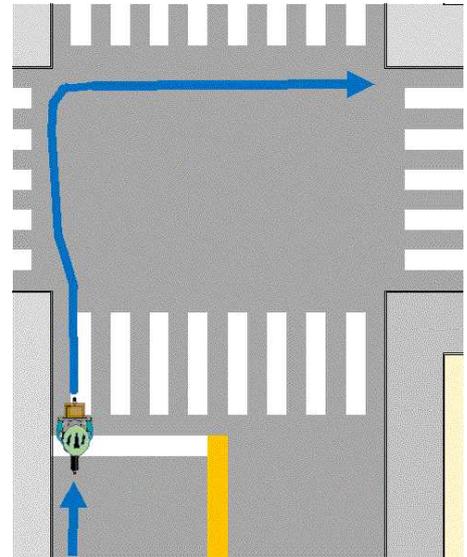
Q30 信号機がない交差点を右折する方法は？

A 自転車は、**信号機のない交差点でも斜めに右折することはできません。**

できるだけ道路の左端に寄って、交差点の向こう側にまっすぐ進み、向こう側の角で右に曲がります。

このとき他の車両等を妨害するおそれがあれば、十分に速度を落とし安全を確認しながら一時停止せずにそのまま進むことができます。

通行する車が多くて危険な場合は、信号機のある交差点の右折と同じように、交差点の向こう側で一旦停止しましょう。



Q31 信号機がある交差点を左折する方法は？

A 「**歩行者・自転車専用**」と標示された信号機があるときは、その信号機に従って左折します。

左折するときは、交差点の左側端に沿って左折します。

歩道から車道に出て左折するときも、「歩行者・自転車専用」信号機に従って進行します。

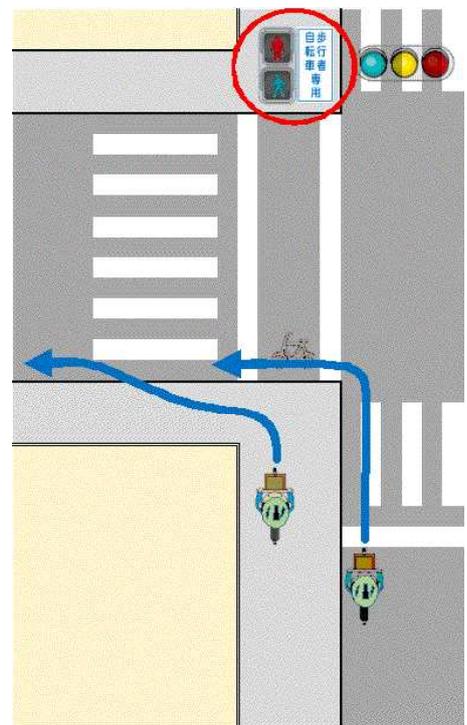
歩行者・自転車専用信号機が赤色のときの停止位置は、

- 車道を走行中の場合は停止線
- 歩道上から車道に出て左折する場合は、車道手前の歩道上

です。

なお、前方の歩行者・自転車専用信号が赤色で、車両用信号が青色のときに停止する場合は、後方に十分注意して停止します。

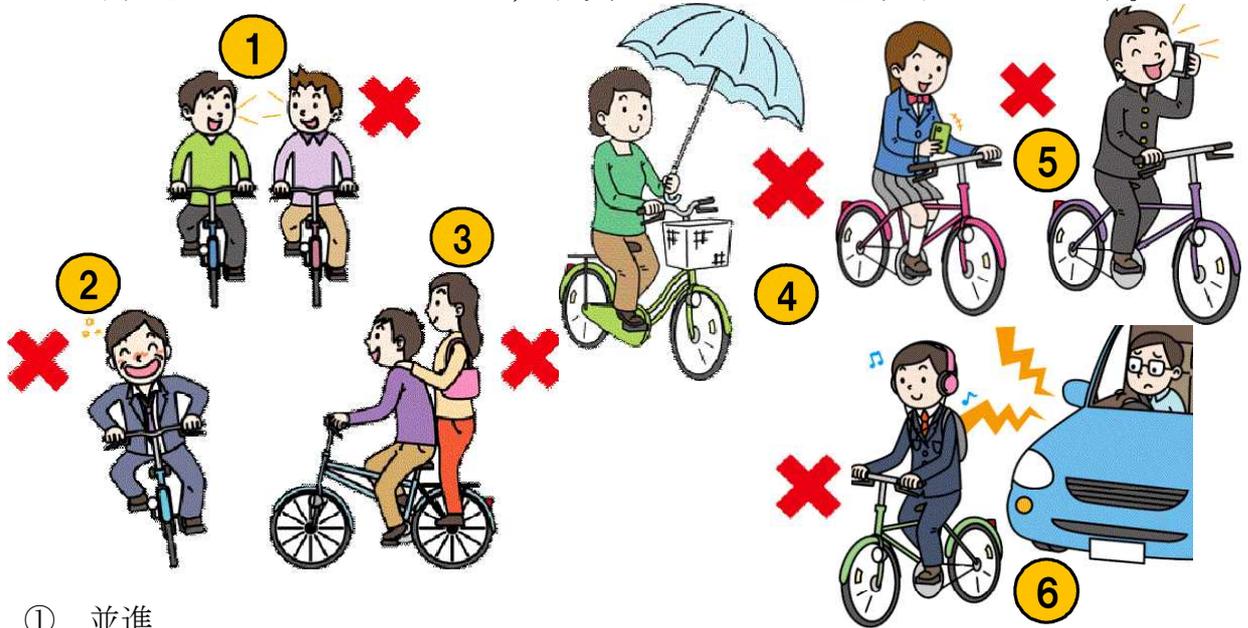
歩道上から車道に出て左折する場合は、対面する歩行者用信号が赤色のときは左折できません。



Q32 禁止されている運転について教えてください

A 次のような運転が挙げられます。

車両としてやってはいけない、事故防止上のための基本的なルールです。



① 並進

「並進可」の標識があるところ以外では、**横並びで走行することはできません。**

他の車両の通行の妨げとなり、追突される危険もあります。

② 飲酒運転の禁止

**自転車も飲酒運転は禁止**です。

自分が飲酒運転をすることはもちろん、酒気を帯びている人に自転車を提供してもいけません。

③ 二人乗り

6歳未満の子どもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、**二人乗りは原則禁止**されています。

バランスを崩して、同乗者や他の人を事故に巻き込む危険があります。

④～⑥ ながら運転の禁止

傘をさしながら、スマートフォンなどを見ながら、イヤホンやヘッドホンで大音量の音楽などを聴きながらの運転は、バランスを取りにくく、また周囲の状況が分からないため、自分も危険であるばかりか、他の人を事故に巻き込む危険があります。

実際に取り返しのつかない事故になった例もあります。

その他、基本的なルールとして

- ・ **夜間はライトを点灯し、尾灯や反射板など必要な装備を備えた自転車を運転する。**
- ・ **不要な急ブレーキをかけるなど危険な運転をしない。**
- ・ **事前の点検を確実に行う、特にブレーキが故障している自転車を運転しない。**

等があります。

並進可標識

